

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	大同特殊鋼株式会社
施設名称	自社産業廃棄物最終処分場
設置場所	群馬県渋川市金井字大野2843-7
問合せ先	大同特殊鋼株式会社 渋川工場 総務室 0279-25-2000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添のとおり
--	--------

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第八号	管理型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

（状況： 2025 年度分 公表の期限：翌月の末日）

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ガラスくず	323t	374t	445t	365t	310t	421t	454t					

ロ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号。以下「最終処分場基準省令」という。）第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分場基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

（状況： 2025年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日）

（状況： 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日）

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等	2025年10月10日	異常なし		

ハ 最終処分場基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分場基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

（状況： 2025年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日）

（状況： 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日）

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合措置を講じた年月日	講じた措置の内容
保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工	2025年10月10日	異常なし		

二 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

埋立処分開始前（周縁井戸A又は地下水集排水設備）

（状況： 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。				
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下				
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。		1981(昭和56)年～ 運用を開始した最終処分場のため、測定実績なし		
ボリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下				
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下				
一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつきシス—一・二—ジクロロエチレン及びトランス—一・二—ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下				
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下				
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
一・四—ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
ダイオキシン類					
「検出されないこと。」とは、最終処分基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。					

埋立処分開始前（周縁井戸B）

（状況： 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。				
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下				
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。		1981(昭和56)年～ 運用を開始した最終処分場のため、測定実績なし		
ボリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下				
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下				
一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつきシス—一・二—ジクロロエチレン及びトランス—一・二—ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下				
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下				
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
一・四—ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
ダイオキシン類					
「検出されないこと。」とは、最終処分基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。					

埋立処分開始後（周縁井戸A又は地下水集排水設備）

（状況： 2025年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	処分場監視井戸 上流側	2025年4月11日	2025年5月2日	不検出
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0005mg/L未満
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0003mg/L未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.005mg/L未満
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
全シアン	検出されないこと。	〃	〃	〃	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	〃	〃	〃	不検出
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.003mg/L未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.002mg/L未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0002mg/L未満
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0004mg/L未満
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.002mg/L未満
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.004mg/L未満
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.1mg/L未満
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0006mg/L未満
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0002mg/L未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0006mg/L未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0003mg/L未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.002mg/L未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.005mg/L未満
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0002mg/L未満
ダイオキシン類		〃	〃	2025年5月20日	0.12pg-TEQ/L
「検出されないこと。」とは、最終処分基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。					

埋立処分開始後（周縁井戸B）

（状況： 2025年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	処分場監視井戸 下流側	2025年10月10日	2025年10月23日	不検出
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0005mg/L未満
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0003mg/L未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.007mg/L
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
全シアン	検出されないこと。	〃	〃	〃	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	〃	〃	〃	不検出
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.003mg/L未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.002mg/L未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0002mg/L未満
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0004mg/L未満
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.002mg/L未満
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.004mg/L未満
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.1mg/L未満
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0006mg/L未満
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0002mg/L未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0006mg/L未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0003mg/L未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.002mg/L未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.005mg/L未満
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0002mg/L未満
ダイオキシン類		〃	4月11日	2025年5月20日	0.67pg-TEQ/L
「検出されないこと。」とは、最終処分基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。					

埋立処分開始後（放流水）

（状況： 2025年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

放流水の水質検査	基 準	水質検査に係る 放流水を採取した 場所	水質検査に係る 放流水を採取した 年月日	水質検査の結果の 得られた年月日	水質検査の 結果
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	渋川工場排水処理場 放流口	2025年8月29日	2025年9月12日	不検出
水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム 以下	〃	〃	〃	0.0005mg/L未満
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三 ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.003mg/L未満
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.01mg/L未満
有機リン化合物（パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及び エチルパラニトロフェニルチオ ノベンゼンホスホネイト（別名E PN）に限る。）	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.1mg/L未満
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五 ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.02mg/L未満
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.01mg/L未満
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.1mg/L未満
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0005mg/L未満
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
一・二・ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
一・一・ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.002mg/L未満
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.006mg/L未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.003mg/L未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.02mg/L未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001mg/L未満
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム 以下	〃	〃	〃	0.01mg/L未満
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.05mg/L未満
ほう素及びその化合物	一リットルにつき、ほう素一〇ミリグラム 以下	〃	〃	〃	0.05mg/L
ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素八ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.5mg/L未満
アンモニア、アンモニウム化合 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき、アンモニア性窒素に 〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	1.1mg/L
水素イオン濃度 （水素指数）	五・八以上八・六以下	〃	〃	〃	7.4
生物化学的酸素供給量	一リットルにつき二五ミリグラム以下	〃	〃	〃	1mg/L未満
化学的酸素供給量	一リットルにつき二五ミリグラム以下	〃	〃	〃	2mg/L
浮遊物質	一リットルにつき五〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	2mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	一リットルにつき五ミリグラム以下	〃	〃	〃	1mg/L未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	一リットルにつき三〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	1mg/L未満
フェノール類含有量	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.1mg/L未満
銅含有量	一リットルにつき三ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.05mg/L未満
亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.02mg/L未満
溶解性鉄含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.05mg/L未満
溶解性マンガン含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.05mg/L未満
クロム含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.05mg/L未満
大腸菌数	一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位 以下	〃	〃	〃	1CFU/mL
窒素含有量	一リットルにつき一二〇（日間平均六〇） ミリグラム以下	〃	〃	〃	1.2mg/L
燐含有量	一リットルにつき一六（日間平均八） ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.1mg/L未満
ホルムアルデヒド	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	1.0mg/L未満
ダイオキシン類	一リットルにつき一〇ピコグラム毒性等量 以下	〃	〃	2025年10月1日	0.0042pg-TEQ/L

備 考

- 「検出されないこと」とは、最終処分基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

埋立処分開始後（周縁井戸A又は地下水集排水設備）

(状況： 2025年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率	塩化物イオン
4月	処分場監視井戸 上流側	2025年4月4日	2025年4月10日	16	—
5月	〃	2025年5月9日	2025年5月14日	16	—
6月	〃	2025年6月6日	2025年6月11日	15	—
7月	〃	2025年7月4日	2025年7月10日	15	—
8月	〃	2025年8月1日	2025年8月5日	15	—
9月	〃	2025年9月5日	2025年9月12日	14	—
10月	〃	2025年10月3日	2025年10月10日	14	—
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。
 窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

埋立処分開始後（周縁井戸B）

(状況： 2025年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率	塩化物イオン
4月	処分場監視井戸 下流側	2025年4月4日	2025年4月10日	31	—
5月	〃	2025年5月9日	2025年5月14日	31	—
6月	〃	2025年6月6日	2025年6月11日	31	—
7月	〃	2025年7月4日	2025年7月10日	31	—
8月	〃	2025年8月1日	2025年8月5日	31	—
9月	〃	2025年9月5日	2025年9月12日	31	—
10月	〃	2025年10月3日	2025年10月10日	32	—
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。
 窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

埋立処分開始後（放流水）

(状況： 2025年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果				
				水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質質量	窒素含有量
4月	渋川工場排水処理場 放流口	2025年4月4日	2025年4月10日	7.4	1mg/L未満	—	8mg/L	1.6mg/L
5月	〃	2025年5月9日	2025年5月20日	7.5	2mg/L	—	7mg/L	1.1mg/L
6月	〃	2025年6月6日	2025年6月13日	7	7mg/L	—	7mg/L	1.2mg/L
7月	〃	2025年7月4日	2025年7月10日	7.3	1mg/L未満	—	2mg/L未満	1.6mg/L
8月	〃	2025年8月22日	2025年9月2日	7.5	1mg/L未満	—	2mg/L未満	1.3mg/L
9月	〃	2025年9月5日	2025年9月11日	7.5	1mg/L未満	—	12mg/L	1.6mg/L
10月	〃	2025年10月3日	2025年10月10日	7.5	1mg/L未満	—	2mg/L未満	2.4mg/L
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。
 窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

ホ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況： 2025年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合	実績なし		

ヘ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況： 年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況： 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	調整池が損壊するおそれがあると認められた場合 措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池	調整池を保有していない 最終処分場のため、 実績なし			

ト 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況： 2025年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況： 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合 措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備の機能の状態	2025年10月10日	異常なし		

チ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況： 2025年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合 措置を講じた年月日	講じた措置の内容
有効な防凍のための措置の状況	実績なし			

リ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(状況： 2025年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果
残余の埋立容量の測定	実績なし	